

新潟県条例第56号

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第3条第1項の規定により宅地建物取引業の免許の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により宅地建物取引業の免許の更新の申請をしようとする者	宅地建物取引業の免許又は免許の更新申請手数料	1 件につき 33,000 円 （当 該 申 請を情報通 信技術を活 用した行政 の推進等に 関する法律 （平成14 年法律第 151号）第 6条第1項 の規定によ り同項に規 定する電子 情報処理 組織を使用 する方法に より行う場 合における 当 該 申 請 に係る審査 にあって は、26,500 円）	1 法第3条第1項の規定により宅地建物取引業の免許の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により宅地建物取引業の免許の更新の申請をしようとする者	宅地建物取引業の免許又は免許の更新申請手数料	1 件につき 33,000円
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。